

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月23日(火) 午前9時00分から
2. 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員(20人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君
	7番	内田	政人	君
	8番	黒葛原	洋子	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	11番	大角	千名美	君
	12番	岩川	亜希子	君
	13番	上山	竜太	君
	14番	神宮司	守昭	君

推進委員

◎	日高	伸作	君
◎	大堀	裕介	君
◎	浜田	芳郎	君
◎	山田	博昭	君
◎	楠	忠久	君
◎	川崎	太一	君
◎	田中	三九雄	君

4. 欠席委員(4人)

欠席者	4番	西橋	豊啓	君
	◎	渡邊	浩	君
	◎	白川	満秀	君
	◎	備	邦雄	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第8号 農地法第18条第6号の規定による合意解約について
報告第9号 農地法第3条許可指令書の取消しについて
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第28号 農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

係長	川東	卓磨
主事	岩川	篤也
相談員	西田	博隆

7, 概要
事務局

おはようございます。本日は農業委員の西橋豊啓委員、推進委員の白川満秀委員、備邦雄委員、渡邊浩委員から欠席の届けが出ております。

ただ今より平成 30 年度第 7 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 10 番委員の亀割義一委員にお願い致します。

憲章朗唱 (10 番委員)

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

いつもより 30 分早い開催で皆さんにもご協力をいただきましてありがとうございます。

9 月の出水市を最後に鹿児島県下全市町村が新体制に移行いたしました。これによって農地利用最適化推進委員の頑張りが一層期待されることになるかと思えます。また関連いたしまして、南種子町における熊毛地域の農地利用最適化推進委員会議への出席、ご苦労様でした。その会議に出席された方で私的なこと公的なこと、感じたことがあれば後もってご報告をお願いいたします。

今日は難しい議案はないように思います。手順よく進めてまいりたいと思いますので皆さんのご協力をお願いいたします。

事務局

本日の会議録署名委員を 11 番委員、12 番委員にお願いをいたします。

会長

それでは議事を進めてまいります。

報告第 8 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第 8 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり合意解約の通知があったので報告をいたします。

整理番号 6 番。権利の種類：賃貸借権。契約内容：農地法第 3 条。貸借人：(借人) []、貸人 []。土地の所在：[]。貸借期間：平成 28 年 5 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの 10 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日：平成 30 年 4 月 1 日、貸借の合意による解約をする日・土地の引き渡し時期：平成 30 年 4 月 30 日です。

続きまして整理番号 7 番。権利の種類：賃貸借権。契約内容：農地法第 3 条。貸借人：[]、貸人 []。貸借期間：平成 23 年 7 月 26 日から平成 33 年 7 月 26 日までの 10 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日：平成 30 年 10 月 1 日、貸借の合意による解約をする日・土地の引き渡し時期：平成 30 年 10 月 31 日です。

会長

整理番号 6 番、7 番で合意解約の案件ですが、皆さん方からあえてご質問等ございますか。

(「ありません。」の声あり)

報告案件ですので、このようにお知りおきください。

会長

続きまして報告第 9 号。農地法第 3 条の許可指令書の取消しについて事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第 9 号。農地法第 3 条の許可指令書の取消しについて、次のとおり許可指令書の取消し願いがあったので報告いたします。

整理番号 2 番。[redacted]、[redacted]。利用状況：畑。第 2 種農地・都市計画区域内です。事由：『[redacted]が孫の住宅建築に関して土地を贈与したため。』ということです。

会長

報告案件でございます。皆さん方からご意見等ございますか。
（「ありません。」の声あり）

続きまして議案第 26 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 26 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号 21 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：[redacted]、譲渡人 [redacted]。土地の所在：[redacted]。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：自家用野菜が 1 月から 12 月、甘藷を 2 月から 11 月、果樹を 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が 1,048 m²、借地が 2,054 m²。経験年数：申請人・10 年、妻・10 年。農機具等の保有状況：刈払機・1、耕耘機・1 です。非耕作地はございません。周辺地域との関係について：『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。今回の申請は譲受人が居住住宅の隣接地を自家用野菜栽培の目的で取得しようとするものです。営農計画をみましても特に問題も見られないことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号 21 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

14 番委員

13 ページの航空写真をお願いします。申請地の隣に [redacted] の自宅があります。白い建物ですね。申請人は親戚であります。[redacted] は旦那さんが亡くなっておりまして耕作もできない状況でしたので、本人同士で話が進んだようです。問題はなと思っています。

会長

整理番号 21 番について皆さん方からご質問をいただきます。いかがでしょう。
（「ありません。」の声あり）

整理番号 21 番は許可することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）

整理番号 21 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 22 番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 22 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：[redacted]、譲渡人 [redacted]。土地の所在：[redacted]。2 筆とも農用区域内農地です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：自家用野菜を 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積が 17,823 m²、貸地が 11,071 m²、合計 28,894 m²。経験年数：申請人・30 年、妻・20 年、父・65 年、母・65 年。農機具等の保有状況：トラクター・1、SS・1、バックホー・1 です。非耕作地はございません。周辺地域との関係について：『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。

今回の申請は規模拡大を図るものであり、申請地は譲受人の樹園地の隣接地で、農地の集約を図るものであります。農機具等の保有状況、営農計画をみても問題が

ないため農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしているとは判断いたします。

会長

整理番号22番について担当委員のご意見をお願いいたします。

9番委員

譲受人は勤め人ですが休日には畑に出ております。譲渡人は体調を壊して入退院を繰り返している状態のようです。贈与という形ですが、10年程前から貸借をして二人の間で相対で売買が成立しているようです。現状に合わせるという形での申請だと理解しているところです。

現状は[]がきちんと管理されておりますし、所有地も3町歩近くありますが、すべて耕作はされております。

[]のご両親が農業をされておられて、機械なんかもありますし労働力もあります。本人は100日、奥さんが200日従事できるということです、ここも問題ないと思います。以上です。

会長

整理番号22番について皆さんからご意見、ご質問ございますか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ整理番号22番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号22番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号23番、24番は関連がございますので一括審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号23番。権利の種類：所有権移転。契約内容：遺贈。申請人：譲受人（[]、譲渡人（[]

[]。土地の所在：[]、畑、1,445㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：からいもが1月から12月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：0、経験年数：申請人が10年、農機具等の保有状況：草刈機が2です。非耕作地はありません。周辺地域との関係について「特に支障はないと思います。」ということです。地域との役割分担の状況として「集落の共同作業等全面的に協力いたします。」という事です。

整理番号24番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：[]、貸人（[]。土地の所在：[]、畑、2,921㎡。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号23番と同じですので省略いたします。

整理番号23番については遺贈による所有権移転になります。遺言によって財産を相続人以外に渡すものでありますが、農地法第3条の下限面積の関係で整理番号24番の申請となります。下限面積をクリアしての新規就農の申請です。新規就農であります申請人の耕作経験年数が10年あり、営農計画等をみても特に問題は無く農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしているとは判断いたします。以上です。

会長

整理番号23番、24番について担当委員のご意見をお願いいたします。

13番委員

整理番号23番です。請け人は[]にお勤めしておりました。譲渡人は請け人の叔父になります。遺贈で今回の農地を[]の方へという事でありまして、土地の方は北側の少し森になっているところが一段下がっている形になっていて、手前側は平らですぐに耕作ができる状態です。奥の方は防風林帯になっています。手前の方だけでも活用していただければいいのかなと思っています。最初の方の報告案件で貸借権の方が合意解約されていますので、この後を使っていかれるという事でした。これからカライモと自宅の近くでするので自家用野菜を栽培したいという話をされておりました。担当委員としては特に問題ないと思います。

5 番委員

整理番号 24 番につきましても、大体先ほど担当委員から説明があったとおりです。申請地は航空写真で見ると山林状態を呈しておりますが、現在は整地を行いしっかりと耕作をされている状態です。芋、野菜類を作付してございます。友人でもあります貸人に頼んでこの土地も併せて耕作をして新規就農を行っていくということでもあります。

会長

先ほど事務局から説明がありましたとおり、これが相続関係があれば農地法の許可はいたらないのですが、相続関係の無い方に贈る場合は農地法の許可があるという事になります。

整理番号 23 番、24 番について皆さんからご意見、ご質問ございますか。
（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ整理番号 23 番、24 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 23 番、24 番は許可することに決定いたします。

続きまして議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号 3 番、権利種類：所有権移転、契約内容：売買、申請人：譲渡人 ■■■■■、譲受人 ■■■■■、土地の所在：■■■■■、地目：畑、面積：764 m²、利用状況：畑、農地区分・土地利用規制：第 2 種農地、都市計画区域内、事由：『現在借家住まいであり、自己の住宅を新築するため』、転用目的及び事業計画：一般住宅 484.75 m²、駐車場 27.50 m²、庭（物干場）251.75 m²、合計所要面積 764 m²となっています。以上です。

会長

整理番号 3 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

7 番委員

今年の 2 月に新規就農という事で、この場所を購入したのですが、2 月から 3 月までの間、今回の譲受人がお父さんに何の連絡もなしに自分たちの土地だという事もあって家を建てるという事で土砂を持ち込んでおります。後で私も気が付いて見について父親に確認したんですが、父親も知らなかったという事でしたので、指導を行い前回の 3 条許可の取り消しを行った上で今回の申請を行うものであります。現状農地としても利用困難でありますし、周囲も宅地化が進んでいる場所でもありますので、私としてはやむを得ないのかなと思っております。

会長

整理番号 3 番について皆さんからご意見、ご質問ございますか。
（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ整理番号 3 番について許可することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）

整理番号 3 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 4 番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 4 番、権利種類：所有権移転、契約内容：贈与、申請人：譲渡人が ■■■■■、譲受人が ■■■■■、土地の所在：■■■■■、地目：畑、面積：504 m²、利用状況：畑、農地区分・土地利用規制：第 2 種農地、都市計画区域内、事由：『現在は妻の実家である楠川に住んでいるが、将来自分の両親の世話が出来るように両親の家の隣に住宅を建築したい』、転用目的及び事業計画：一般住宅 448.04 m²、車庫兼物置 55.96 m²、合計所要面積 504 m²となっています。以上です。

会長

整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

13番委員

申請人の[]は譲渡人の孫になります。現在[]に勤めております。先ほどの報告案件のとおり3条許可の取消という事が出てきております。今回の申請地の横にあるのが受人の父のご自宅になります。ご自宅の横を通る形で農地がありまして、既に車庫が建っております。平成8年頃に建てられております。その当時は農地法について詳しく無かったという事で建ててしまったという事で今回始末書を添付してございます。その横に今回一般住宅を建築する計画です。周辺農地に与える影響も少ないことから転用はやむを得ないと考えます。以上です。

会長

整理番号4番について皆さんからご意見、ご質問ございますか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ整理番号4番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号4番は許可することに決定いたします。

続きまして議案第28号、農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第28号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号13番、権利種類：所有権移転、契約内容：贈与、申請人：譲渡人が[]、譲受人は[]、土地の所在：[]、面積：12筆合計18,377㎡、内容：茶、移転時期：平成30年11月1日、対価：贈与、権利の移転を受ける者の状況等：主な経営作物は茶、経営面積が所有地23,632㎡、従事日数300日、農機具等の保有状況が軽トラック1台、2tトラック1台、倉庫3棟、乗用摘採機1台、中刈機1台、防除機1台となっています。以上です。

会長

整理番号13番について担当委員のご意見をお願いいたします。

5番委員

全て現況茶が植わっておりまして、受人が一生懸命頑張っております。将来に向けた円滑な経営展開のための生前贈与と思われれます。自分名義の茶園になるという事で受人もこれまで以上に頑張ってくれると思いますので非常にいい事かと思えます。以上です。

会長

整理番号13番について皆さんからご意見、ご質問ございますか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ整理番号13番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号13番は認めることに決定いたします。

続きまして整理番号14番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号14番、権利種類：貸借権設定、契約内容：賃貸借権、申請人：借人が[]、貸人が[]、土地の所在：[]、現況地目：畑、面積：570㎡、農用地区域内農地、内容：水稻、契約期間：平成30年11月1日から平成35年10月31日の5年間、[]、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等：主な経営作物が甘藷、水稻、里芋、経営面積が借地10,808㎡、従事日数300日、農機具等の保有状況：トラクター1台、管理機1台、耕耘機1台、草刈機2台、チェーンソー1台、軽トラック1台となっています。以上です。

会長

整理番号14番について担当委員のご意見をお願いいたします。

6番委員

譲渡人はご両親がすでにお亡くなりになり、本人が受け継いで管理を行っており

ます。果樹園はご自身で管理をされておりますが、その他の農地につきましてはほとんど手付かずの状態です。今回の申請地も基盤整備を行ったものの、木々が生い茂っている状態です。よく借りる人がいたなと思った位です。耕作放棄地の解消もされる事からいい事だと思います。何等問題ございません。

会長 整理番号 14 番について皆さんからご意見、ご質問ございますか。

11 番委員 質問ではないですが、受人はすごくまじめな方で、
。ネット販売とか色々な店舗に置いてもらって販売をしていますが、原料米が足らなくて大変だという声も聞いていました。とてもまじめな方でコツコツと仕事をされる方です。良かったと思っているところです。

会長 ほかにございませんか。
（「ありません。」の声あり）
ご意見無ければ整理番号 14 番について計画を認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号 14 番は認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 15 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 整理番号 15 番、権利種類：所有権移転、契約内容：贈与、申請人：譲渡人が
、譲受人が、土地の所在：
、現況地目：2 筆とも畑、面積：2 筆合計 1,074 m²、内容：甘藷、馬鈴薯、移転時期：平成 30 年 11 月 1 日、対価：贈与、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等：主な経営作物が馬鈴薯、甘藷、たんかん、ぼんかん、パッションフルーツ、経営面積が所有地 79,806 m²、借地 19,007 m²、合計 98,813 m²、従事日数：300 日、農機具等の保有状況：軽トラック 1 台、トラクター 1 台、SS 1 台、選果機 1 台、管理機 1 台、ブームスプレーヤー 1 台、収穫機 1 台となっております。以上です。

会長 整理番号 15 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

推進委員 申請地につきましては、耕作放棄地の再生事業により耕作放棄地の解消を行い
が貸借により耕作を行っているところであり、まだ事業の期間も満了しておらず、
以外の方に所有権移転を行う事も出来ませんので、今回双方の話し合いの結果、現耕作者である
が購入する事になったものです。現在仮登記については全て抹消しております。以上です。

会長 整理番号 15 番について皆さんからご意見、ご質問ございますか。
（「ありません。」の声あり）
ご意見無ければ整理番号 15 番について計画を認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号 15 番は認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 16 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 整理番号 16 番、権利種類：所有権移転、契約内容：贈与、申請人：譲渡人が
、譲受人が、土地の所在：
、面積：9 筆合計 19,417 m²、内容：ぼんかん、たんかん、移転時期：平成 30 年 11 月 1 日、対価：贈与、権利の移転を受ける者の農業経営の状況等：主な経営作物が水稻、ぼんかん、たんかん、馬鈴薯、山芋、従事日数：300 日、農機具等の保有状況がトラクター 1 台、動噴 3 台、田植機 1 台、耕耘機 3 台、トラック 2 台、草刈機 4 台、管

理機2台となっています。以上です。

会長

整理番号16番について担当委員のご意見をお願いいたします。

11番委員

受人は20代前半の頃から両親とともに農業を頑張っている青年です。両親ともに少し健康上の問題もありますが、前向きに一生懸命農業を頑張って取り組んで、息子の将来を考えた時、生前贈与で頑張ってもらいたいという気持ちもあり今回名義変更を行うものです。親子間の贈与で何等問題は無いと思います。

会長

整理番号16番について皆さんからご意見、ご質問ございますか。
（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ整理番号16番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号16番は認めることに決定いたします。

続きますは、中間管理事業関連です。整理番号は2番になります。
事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号2番、権利種類：中間管理権、契約内容：貸借権、対象区域：尾之間（汲河・矢石）地区、借人：鹿児島市、公益財団法人鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺裕人、貸出人数：6名、筆数：6筆、総面積：8,066㎡、契約期間：10年間、農地中間管理事業第IV期分申請となります。以上です。

会長

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

6番委員

今回申請された方は現在離農をされている方がほとんどでございます。今後の管理をどのようにしていけばいいか悩んでいるところを、中間管理事業をとおして借り手の方が見つかれば耕作放棄地の解消に繋がるのが期待されると思います。何等問題はございません。

会長

整理番号2番について皆さんからご意見、ご質問ございますか。

11番委員

中間管理機構を通す事により、貸し手も借り手も安心できるという部分があつて、やっぱりこの事業を利用するのは大事だなと感じているところです。私の担当集落も農業を頑張る人が多い地域ですので農地が足りていない状況です。隣の集落に農地を借りたりしています。それぞれ個人的にやっていますが、個人的に農地を貸借するというのは困難を来す場合が多いです。この事業ですと中間管理機を通しますよと言いますと貸し手の方も安心されます。やはり中間管理事業はこの先、地域の担い手農家が減少傾向にある中、事業の重要性は増すと思いますので私達農業委員も積極的に取り組んでいかなければならないと痛感しているところです。この前開催された研修を受けて感じたのですが、種子島はこういった事業の推進が進んでいて、私達の地域では取組は不十分だと感じています。私もまだ委員1年目という事で分からない部分が多いですが、少しでも勉強して取り組んでいきたいと思っています。

会長

ほかに皆さんからご意見、ご質問ございますか。

9 番委員

航空写真で見ますと基盤整備もなされている場所ですが、今回の申請地がまばらになっているのは何か理由があるんですか。

事務局

今回の申請は従来経営基盤法による利用権設定していた箇所を契約期間満了にともない単純に中間管理事業に載せ替えを行ったものでありますので、このように飛び地になっています。

会長

ほかに皆さんからご意見、ご質問ございますか。
〔「ありません。」の声あり〕
ご意見無ければ整理番号 2 番について計画を認めることにご異議ございませんか。
〔「はい。」の声あり〕
整理番号 2 番は認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 7 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時20分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

11 番 _____

12 番 _____

平成 30 年 10 月 23 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久